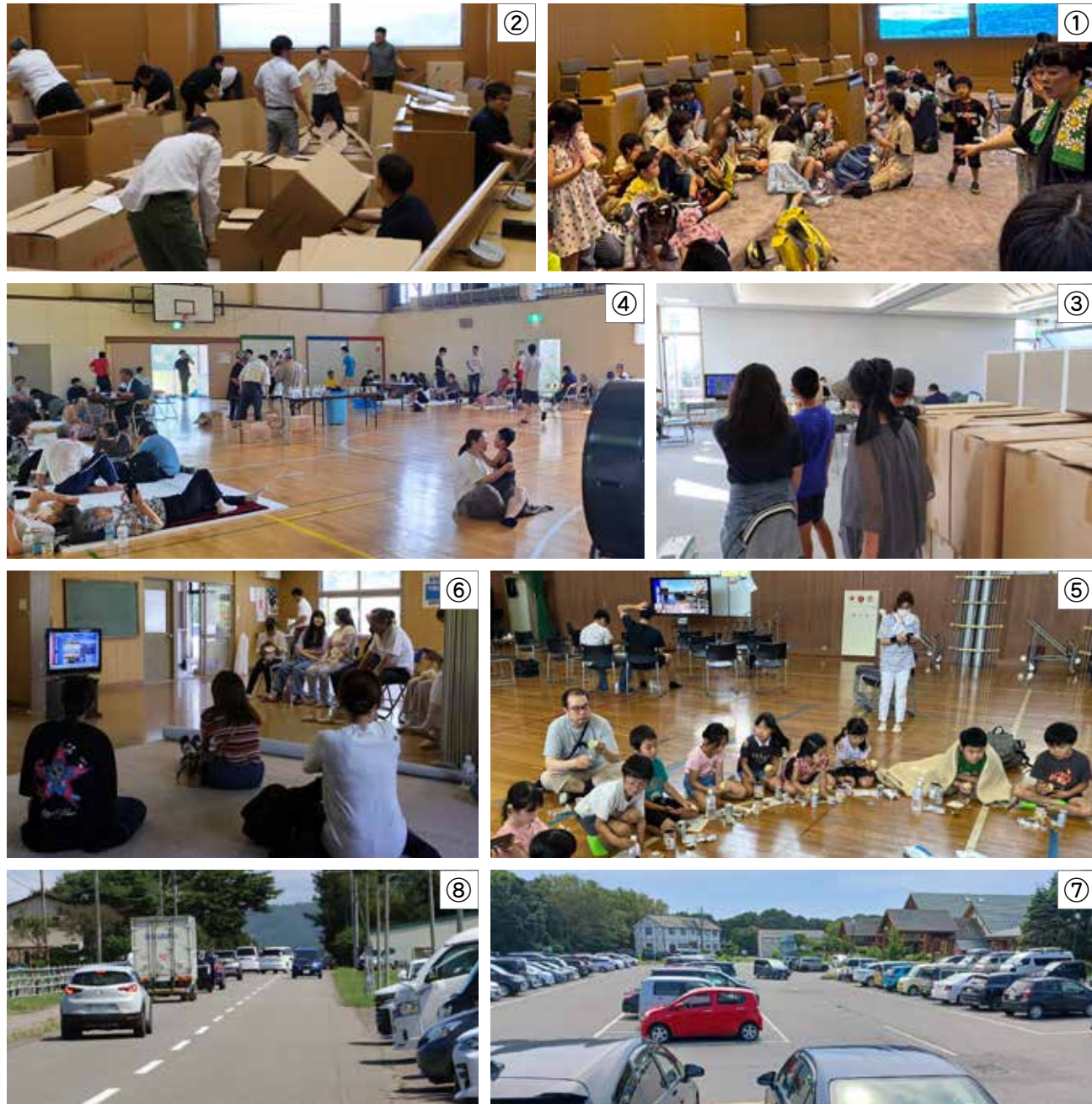


7月30日「カムチャツカ半島」付近を震源とする地震に伴う町内避難状況



【写真】①②③役場庁舎／④節婦体育館／⑤新冠小学校／⑥泊津生活館／⑦新冠温泉駐車場／⑧泊津生活館周辺道路で待機する避難車両

5 津波注意報・警報への対応と避難状況および今後の取り組みについて

7月30日に発生しました「カムチャツカ半島」付近を震源とする地震に伴う津波注意報・警報への対応と避難状況および今後の取り組みについて報告します。

7月30日午前8時25分頃、カムチャツカ半島付近において、マグニチュード8.7の大きな地震が発生し、日本の太平洋沿岸に津波注意報が発表されました。

これを受け、当町では8時37分に自主避難所として、本町多目的交流センターと節婦体育館の開設備を進めるとともに、防災行政無線、防災LINE・メール、沿岸自治会長への連絡、さらには広報車両による巡回など、多様な手段で住民の皆様に注意を呼びかけました。

その後、午前9時40分に注意報が警報へ切り変わったことから、「町防災対策本部」を設置の上、避難指示を決定し、Jアラートによる緊急放送やエリアメールで避難を呼びかけるとともに、役場庁舎、泊津生活館、新冠小学校、新冠中学校、朝日の森体育館、大狩部生活センターの6か所を追加で避難所として開設し、避難対応を進め

ました。

津波警報は、午後8時45分に注意報へと切り変わり、避難指示は解除しましたが、新冠中学校を除く7か所の避難所は翌日の午前7時まで受け入れを継続し、最終的には31日午後4時30分、注意報が解除された時点で全て閉鎖したところでした。

避難者数につきましては、浦河港への津波到達予想時刻とされた午前10時30分時点で595人、最大で午前11時30分に772人に達しました。幸いにも、津波の規模は数十センチ程度にとどまり、町内では人的・物的被害は無く、電気・水道などのライフラインや、交通にも大きな影響は生じませんでした。

町内ではほとんど揺れを感じなかったにも関わらず、多くの住民の皆さまが迅速に避難行動を取られたことは、東日本大震災の教訓や、これまでの津波避難訓練の積み重ねによる防災意識の高まりの成果であると感じております。

合せて、避難者に対し、自発的に救援物資を配られていた方々をはじめ、避難者支援にご協力をいただいた町民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

一方で、今回の対応を通じて、

いくつかの課題も明らかになりました。

一つ目は、「避難所の暑さ対策」です。これまで寒さ対策を中心に備えてまいりましたが、夏季の避難所は熱中症の危険性が高く、とりわけ高齢者や乳幼児への配慮が必要です。今後は大型扇風機やスリットクーラーの整備、網戸や冷却用品の備蓄など、環境改善に取り組みます。

二つ目は、「避難車両の誘導体制」です。高台へ避難する車両が集中した結果、新冠温泉の駐車場は満車となり、西泊津地区では路上駐車による交通の妨げが発生しました。職員を派遣して対応にあたりましたが、今後は迅速な職員の配置方法や誘導体制を事前に整え、大規模な避難にも対応できるよう改善を進めます。

三つ目は、「情報伝達の確実性」であります。町では、防災行政無線や緊急速報エリアメール、防災LINE・メール、さらにJアラートによるテレビ・ラジオ・インターネットによる情報など多様な手段を活用することとしておりますが、観光客を中心に十分に情報が伝わらなかったことや、北海道防災情報システムいわゆるJアラートへの入

力の遅れにより「町の避難指示が遅れた」とのご指摘もいただきました。今後は体制強化と工夫を重ね、確実に伝わる情報発信を徹底します。

四つ目は、町民の皆さまへお願いする事項となりますが、「避難時の持出し品へのご協力」です。町としても備蓄品の充実を図ってまいります。大規模かつ長時間の避難となった場合には、どうしても限りがございます。このことから、町民の皆さまにも避難をする際には、可能な範囲で食料や飲料水、常備薬などをお持ちいただきたく、ご協力をお願いいたします。

このほかにも、避難所運営や要配慮者支援など、取り組むべき課題は数多くありますが、一つひとつ改善を重ね、住民の皆さまの命を守る防災体制をさらに充実させてまいります。

なお、本年度も10月上旬に津波避難訓練を実施する予定にありますが、この度の経験と教訓を踏まえ、より実践的で効果的な訓練となるよう工夫をしてまいりますので、住民の皆さまの積極的なご参加をお願い申し上げます。

6 令和2年10月2日発生の新冠中学校生徒負傷事故に係る訴状の受理について

新冠中学校生徒負傷事故に係る訴状の受理について報告します。

本件は、令和2年10月2日、当時新冠中学校1学年の特別活動の時間に発生した事故により生じた、生徒Aの左糸切り歯の一部を破折したケガに対し損害賠償を求められた訴訟であります。

事故の詳細は、令和2年10月2日午後2時30分頃、中学校1学年が特別活動の時間を使い、学年レクリエーションとしてテレビ番組「逃走中」を模した鬼ごっこを実施していた際、鬼役となった先生から逃げるため、生徒Aを含む生徒数名が図書室にいたところ、椅子を持ち逃げていた生徒Bが手に持っていた椅子を放してしまい、生徒Aに当たり発生したものです。

発生直後から当時の学校長はじめ、関与した教諭が生徒Aおよびその保護者に対し、学校側の非を認め対応しておりますが、令和3年1月12日に保護者代理人である弁護士から資料などの開示請求の通知を受け、保護者代理人が対応することとなったため、その後、当町代理人弁護士を通じ、事故の